

米沢商工会議所優良商工従業員表彰規程

(目的)

第1条 本規程では、同一企業に永年勤続し、且つ勤務実態(態度、姿勢、成績など)が優良、または功績が顕著と認められる従業員に対し、米沢商工会議所が行う表彰について必要な事項を定める。

- 2 本規程による表彰は、永年勤続し、勤務実態が優良な従業員に対して、その功労に報いこれを激励することで他の従業員の模範となり、能率増進や意欲高揚等を図り、延いては米沢市の商工業振興と発展に寄与することを目的とする。

(従業員の定義)

第2条 本規程での従業員とは、次の各号全てを満たす者を指す。

- (1)米沢商工会議所の会員企業に従事する者
 - (2)法人企業においては、経営判断を行う者(役員や取締役等)ではない者
 - (3)個人企業においては、事業主と同一生計の家族従業員(専従者)ではない者
但し、第9条(技能奨励賞)は個人企業の家族従業員(専従者)も対象とする
- 2 法人企業における「従業員兼務役員」についてはその従事実態等を勘案したうえで、審査委員会の承諾を得て表彰することができるものとする。

(審査委員会)

第3条 被表彰候補者選考のため審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は常議員会をもって組織する。

(被表彰者の基準)

第4条 表彰対象とする従業員(以下、被表彰者と呼ぶ)は、表彰が行われる年の10月1日現在まで米沢市内に所在する事業所(店舗、事務所、工場、支店、営業所等)に継続して従事している(従事する見込みである)ことを要する。
但し、勘案すべき特別な事情等がある場合にはこの限りではない。

(被表彰者の推薦方法)

第5条 被表彰者を推薦する企業(以下、当該企業と呼ぶ)にあつては、推薦書(別紙様式)を米沢商工会議所会頭宛に提出しなければならない。

(勤続年数の計算)

第6条 従業員の勤続年数は、就職時を起算日として、表彰が行われる年の10月1日までの通算により計算する。但し、勘案すべき特別な事情等がある場合にはこの限りではない。

- 2 従業員が従事する企業に、他企業との経営合併、あるいは組織変更、または経営者変更等があった場合、その間を跨ぐ勤続年数は通算する。

(永年勤続表彰)

第7条 勤務実態が優良、且つ他の従業員の模範たることに加え、次の各号の何れかに該当する従業員については、当該企業の推薦により、審査委員会の選考・決定を経て、「永年勤続表彰」を行うことができる。

- (1)永年勤続「40年表彰」…同一企業に勤続40年以上の勤務実績を有する者
(日本商工会議所会頭、米沢商工会議所会頭の連名による表彰状)
- (2)永年勤続「30年表彰」…同一企業に勤続30年以上の勤務実績を有する者
(日本商工会議所会頭、米沢商工会議所会頭の連名による表彰状)
- (3)永年勤続「20年表彰」…同一企業に勤続20年以上の勤務実績を有する者
(米沢市長、米沢商工会議所会頭の連名による表彰状)
- (4)永年勤続「10年表彰」…同一企業に勤続10年以上の勤務実績を有する者
(米沢市長、米沢商工会議所会頭の連名による表彰状)

- 2 本条の表彰は、同一従業員について当該企業在職中に、前号別に各1回限りとする。
(当該企業の在職中、通算で最大4回)

(特別表彰)

第8条 次の各号何れかに該当する者は、当該企業の推薦により、審査委員会の選考・決定を経て、米沢市長と米沢商工会議所会頭連名の「特別表彰」を行うことができる。

- (1) 優秀な発明、発見、その他の創意工夫によって、生産能率の向上等に顕著な功績をあげた者。
- (2) 企業等の災害に際し、自己の危険を顧みず人命を救助し、または重要な施設・資材等を保全した者。
- (3) 企業経営の業績向上に、特に顕著な功績をあげた者。

- 2 本条の表彰推薦に際しては、審査委員会より、その功績に関する内容等が明記された関係資料等の提出を求める場合がある。

(技能奨励賞)

第9条 従業員(個人企業の家族従業員を含む)で、特に技能優秀として所属部会長および業界組合長の推薦があった者については、審査委員会の審査・決定を経て、「技能奨励賞」の表彰を行うことができる。

- 2 本条の表彰推薦には、所属部会長および業界組合長による推薦書の提出を要する。

(表彰の重複)

第10条 一回の表彰機会において、同一従業員に対しての区分が異なる表彰の重複については次のとおりとする。

- (1) 第8条(特別表彰)と、第9条(技能奨励賞)は重複できない。
- (2) 第7条(永年勤続表彰)と、第8条(特別表彰)または第9条(技能奨励賞)の何れかの一方は重複できる。
- 2 表彰を重複する場合、第11条(被表彰者の推薦数)第1項による推薦数の上限判断は、表彰の区分毎にそれぞれ加算したうえで、上限の内数か否かを判断するものとする。
- 3 表彰を重複する場合、第12条(表彰方式)ならびに第13条(記念品)は、表彰の区分毎に発生するものとし、その表彰経費および負担についても同様に扱う。

(被表彰者の推薦数)

第11条 第7条(永年勤続表彰)から第9条(技能奨励賞)までの被表彰者の推薦数合計は、当該企業の従業員数を30で除して求められる数(小数点以下切り上げ)を上限とし、その最大値を35とする。

- 2 当該企業の従業員数は、米沢市内に所在する事業所の従業員数の合計とする。なお、従業員数には「個人企業の事業主や家族従業員」および「法人企業の経営判断を行う者(役員や取締役等)」は含まないものとし、パート・アルバイト等については、一般の従業員に比べて勤務条件や勤務実態が同等の者であれば含むものとする。
- 3 当該企業が、止むを得ない事情等によって、推薦数の上限を超えて被表彰者の推薦を希望する場合で、審査委員会がこれを認めた場合、推薦数の上限を緩和することができる。但し、この場合には推薦数の上限を超えた被表彰者に要する表彰経費は当該企業の全額負担によるものとする。

(表彰方式)

第12条 第7条(永年勤続表彰)から第9条(技能奨励賞)までの各表彰とも、表彰状および記念品を贈呈してこれを行う。

(記念品)

第13条 第12条(表彰方式)の記念品は、審査委員会にて選定する。また、表彰経費は当該企業と主催者での割合負担によるものとし、その割合は審査委員会で決定する。